

第 53 回社会保障審議会生活保護基準部会（持ち回り開催）の 概要について

令和 7 年 8 月 8 日
社会保障審議会生活保護基準部会
部会長 岩村 正彦

第 53 回社会保障審議会生活保護基準部会における議題「最高裁判決への対応に関する専門委員会（仮称）の設置について」について、本部会委員からの意見は下記のとおり。

- 議事「最高裁判決への対応に関する専門委員会（仮称）の設置について」に関して了承の是非を伺ったところ、9 名全員から了承する旨の回答があった。
- なお、岡部委員からは、「最高裁判決の対応についての審議に限定、公開を原則」とした条件を付したうえで了承する旨及び別紙の意見があった。

以上を踏まえ、社会保障審議会生活保護基準部会の下に「最高裁判決への対応に関する専門委員会」を設置することとする。

(岡部委員からのご意見)

○基準部会委員として、下記の意見を述べさせていただきます。

生活保護制度は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する基準としてナショナルミニマム機能、また最後のセーフティネット機能や所得再分配機能等を有する社会保障制度の根幹を支える制度として位置づけられている。そして生活保護基準は、生活保護制度だけでなく他の制度の尺度としても援用されており、今回の最高裁判決は、大変重いものである。

そこで、以下の諸点について検討を行う必要がある。

1 判決を受け国にどのような義務が生じているかの検討

具体的に判決の効力をどのように考え、実行するかの検討が必要である。この点、部会内に設置された専門委員会としての見解を出す必要がある。

2 基準部会の関与

判決では基準部会での審議を経ずに基準の設定がされたことについて手続き上問題であったと指摘されている。

今後このようなことが起きないように、基準の設定における基準部会の関与の在り方について、議論する必要がある。

3 算定根拠の検討

判決ではデフレ調整について、物価変動率のみを直接の指標として用いることについて、基準部会等による審議検討が経られていないなど、その合理性を基礎付けるに足りる専門的知見があるとは認められないという指摘がされている。

この点、部会内で設置された専門委員会として平成 25 年基準改定当時の算定根拠について検討し、専門委員会としての見解を出す必要がある。

4 利害関係者（原告、被告、ならびに双方の参考人等）の意見聴取の検討
判決は、双方の意見を踏まえ司法が判断を下している。

この点、私が専門とする社会福祉学においては、当事者・利用者の実態や意向をベースに最大限その利益を追求することを目標としている。そのため基準部会内で設置された専門委員会として原告、被告ならびに双方の参考人

等の意見を述べる機会を設け、その実態や意向等の意見聴取を踏まえ、専門委員会としての見解を出す必要がある。

5 専門委員会と基準部会の関係の確認

今回の専門委員会の設置は、基準部会内に設置された「最高裁判決への対応に関する専門委員会（仮称）」であり、そこでの検討結果について基準部会で報告される性格のものである。そのため、以下の点を確認する。

- (1) 本委員会は「最高裁判決への対応に関する専門委員会（仮称）」であり、最高裁判決の対応についての審議に限定する。
- (2) 公開を原則とする。
- (3) 専門委員会の検討結果について基準部会に報告する。